

国立大学法人琉球大学非常勤職員（フルタイム職員）年度一時金規程（千原事業場）

〔平成16年4月1日
制 定〕

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人琉球大学非常勤職員就業規則（以下「就業規則」という。）第33条に基づき、琉球大学（以下「本学」という。）のフルタイム職員に対する年度一時金の支給に関し必要な事項を定める。

（支給の要件等）

第2条 年度一時金は、就業規則第2条第1号に規定するフルタイム職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものに支給する。ただし、事業年度中途において、引き続き国立大学法人琉球大学職員退職手当規程が適用される常勤職員に採用されたものには支給しない。

- (1) 一の事業年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）においてフルタイム職員として勤務した日が18日以上ある月が引き続き6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該職員として勤務したもの
- (2) 業務上の傷病又は死亡により退職した者
- (3) 通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。）による傷病又は死亡により退職した者

2 年度一時金は、各事業年度の末日（フルタイム職員が事業年度中途において退職した場合にあっては、当該退職した日）の属する月の翌月の国立大学法人琉球大学非常勤職員給与規程に規定する給与支給日に支給する。

（懲戒解雇処分を受けた場合等の年度一時金の支給制限）

第3条 就業規則第38条第1項第4号の規定により、諭旨解雇の催告期間内に勧告に応じて退職した者に対する年度一時金の額は次条の規定を適用して得た額の2分の1を限度として支払わないことがある。また、諭旨解雇の催告期間内に勧告に応じないで解雇された者に対する年度一時金は、支給しない。

- 2 就業規則第38条第1項第5号の規定により、懲戒処分を受け解雇された場合には年度一時金は支給しない。
- 3 フルタイム職員が、懲戒処分の対象として、審査をされている場合においては、年度一時金は支給しない。ただし、懲戒解雇を受ける事由に相当する事実が認められなかった場合は、この限りではない。
- 4 前項の規定は、退職した者に対しまだ年度一時金が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る懲戒処分相当の審査を行うこととなった場合について準用する。

（年度一時金）

第4条 年度一時金の額は、次条に規定する年度一時金基礎額に0.3を乗じて得た額とする。

（年度一時金基礎額）

第5条 フルタイム職員のうち、日給額が当該職員を常勤職員として採用したと仮定した場合に受けることとなる本給月額及び本給の調整額の合計額を基礎として算出されているものについては、当該合計額を年度一時金基礎額とする。

2 フルタイム職員のうち、日給額が定額で定められているものについては、当該日給額に21を乗じて得た額を年度一時金基礎額とする。

(補則)

第6条 学長は、この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年5月25日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月27日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月24日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年5月16日)

この規程は、平成28年5月16日から施行する。